

# 中津上毛環境事務組合理約

令和8年2月12日総行市第18号

## 目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 組合の議会（第5条—第8条）

第3章 組合の執行機関（第9条—第13条）

第4章 経費（第14条）

附則

### 第1章 総則

（組合の名称）

第1条 この組合は、中津上毛環境事務組合（以下「組合」という。）という。

（組合の組織）

第2条 組合は、中津市及び上毛町（以下「構成市町」という。）をもって組織する。

（組合の共同処理する事務）

第3条 組合は、ごみ処理施設の建設及び管理運営に関する事務（中津市クリーンプラザ及び豊前市外二町清掃センターの管理運営及び解体に関する事務を除く。）を共同処理する。

（組合の事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、中津市に置く。

### 第2章 組合の議会

（組合議員の定数及び選挙の方法）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合の議員」という。）の定数は8人とし、その選出区分は、次のとおりとする。

（1） 中津市 6人

（2） 上毛町 2人

2 組合の議員は、構成市町の議会において、その議会の議員のうちからこれを選挙する。

（組合議員の任期及び失職）

第6条 組合の議員の任期は、構成市町の議会の議員の任期による。

2 組合の議員が構成市町の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

(補欠議員の選出)

第7条 組合の議員が欠けたときは、直ちに補欠議員を選出しなければならない。

2 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第8条 組合の議会に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、組合の議員のうちから組合の議会において選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、組合の議員の任期による。

### 第3章 組合の執行機関

(管理者及び副管理者の設置及び選任の方法)

第9条 組合に管理者1人及び副管理者1人を置く。

2 管理者及び副管理者は、構成市町の長の協議により構成市町の長のうちから、これを定める。

(管理者及び副管理者の任期)

第10条 管理者及び副管理者の任期は、構成市町の長の職にある期間とする。

(管理者及び副管理者の職務権限)

第11条 管理者は、組合を統括し、及び代表し、並びに組合の事務を管理し、及び執行する。

2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、その職務を代理する。

(組合の職員)

第12条 組合に会計管理者その他の職員を置き、管理者がこれを任免する。

2 前項の職員の定数は、組合の条例でこれを定める。

(組合の監査委員)

第13条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議員及び識見を有する者の中から組合の議会の同意を得て、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合の議員のうちから選任される者にあつては当該組合の議員の任期によるものとし、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とする。

### 第4章 経費

(経費の支弁の方法)

第14条 組合の経費は、組合の事務により生ずる収入その他の収入をもって支弁し、  
なお不足があるときは、別表に定める負担割合をもって構成市町が負担する。

2 前項の規定により難い事由が発生したときは、組合の議会の議決を経て別に定める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第 14 条関係）

| 発生期日                                | 経費区分                   | 負担割合                        |
|-------------------------------------|------------------------|-----------------------------|
| 組合の設立の日からごみ<br>処理施設の供用開始の日<br>の前日まで | 組合の運営費及びごみ処理<br>施設の建設費 | (1) 均等割 20%                 |
|                                     |                        | (2) 人口割 80%                 |
| ごみ処理施設の供用開始<br>の日以後                 | 組合及びごみ処理施設の運<br>営費     | ごみ量割 100%                   |
|                                     | ごみ処理施設の建設改良及<br>び解体費   | (1) 均等割 20%<br>(2) ごみ量割 80% |

備考

- 1 「均等割」とは、構成市町の数で等しく按分した割合をいう。
- 2 「人口割」とは、前年度の 1 月 1 日における住民基本台帳に基づく人口により算出した割合をいう。
- 3 「ごみ量割」とは、前々年度のごみ処理実績量により算出した割合をいう。